

報告第14号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月4日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	30. 1. 26	円 85,860	平成29年11月6日、被害者宅先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと左に寄った際、被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの
2	環境局	30. 1. 27	円 116,910	平成29年12月11日、被害者宅敷地内で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の排水設備の上を通過したため、当該排水設備を破損させたもの
3	環境局	30. 2. 21	円 76,787	平成29年11月7日、横浜市鶴見区矢向4丁目4番6号先路上で、本市大型コンテナ車が、車線変更しようとした際、右側を走行していた被害者所有の普通トラックと接触し、破損させたもの
4	環境局	30. 3. 1	円 11,379	平成29年10月30日、宮前区土橋1丁目16番地13先丁字路で、本市小型ごみ収集車が走行中、渋滞のため右側に停止していた車両の間から走行してきた被害者所有の原動機付自転車に接触し、破損させたもの

5	環境局	30. 2. 20	円 425,990	平成29年12月20日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようとした際、運転操作を誤って後退したため、被害者所有の次の物件に接触し、破損させたもの ごみ箱及びブロック塀（被害者(ア)） コンクリート塀及び花壇の外壁（被害者(イ)）
6	環境局	30. 3. 2	円 33,430	
7	環境局	30. 3. 9	円 149,280	平成29年11月23日、麻生区王禅寺西1丁目12番1号先交差点で、本市小型ごみ収集車が、通過しようとした際、左側から走行してきた被害者運転の自転車と接触し、被害者を負傷させたもの
8	環境局	30. 3. 19	円 162,000	平成29年12月27日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、後方から走行してきた車両を通過させようと左に寄った際、被害者所有の伸縮門扉に接触し、破損させたもの
9	川崎区役所	30. 4. 12	円 72,360	平成29年12月27日、***** **駐車場で、本市軽ライトバンが、駐車しようとした際、被害者所有のブロック塀に接触し、破損させたもの
10	多摩区役所	30. 3. 9	円 250,959	平成30年1月29日、多摩区生田2丁目9番11号先路上で、本市道路パトロール車が、渋滞のため停止していた被害者所有の小型乗用車に追突し、破損させたもの
11	多摩区役所	30. 4. 6	円 157,074	平成30年3月1日、多摩区菅北浦2丁目7番1号先丁字路で、本市道路パトロール車が、左折しようとした際、左側から走行してきた被害者所有の軽自動車に接触し、破損させたもの
12	消防局	30. 1. 29	円 49,680	平成29年8月12日、麻生区上麻生6丁目4番3号先路上で、本市消防車が、方向転換しようとした際、被害者所有のコンクリート塀に接触し、破損させたもの
13	消防局	30. 2. 21	円 69,831	平成30年1月28日、被害者宅駐車場で、本市救急車が、方向転換のため当該駐車場に入場し、切り返しをした際、被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
14	消防局	30. 2. 28	円 352,893	平成29年9月7日、宮前区宮前平1丁目11番地1号先交差点で、本市原動機付自転車が、右折しようとした際、前方から走行してきた被害者運転の自動二輪車に接触し、破損させたもの
15	消防局	30. 4. 17	円 97,831	平成29年7月5日、川崎区田町1丁目6番11号先交差点で、患者を搬送中の本市救急車が通過しようとした際、右側から走行してきた被害者所有の普通ライトバンに接触し、破損させたもの

16	消防局	30. 4. 26	円 355,503	平成29年12月14日、高津区二子5丁目14番5号先路上で、本市原動機付自転車が、右折しようとして転倒し、反対車線に停車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
17	教育委員会	30. 2. 5	円 100,000	平成29年6月27日、被害者宅先駐車場で、本市移動図書館車が、方向転換しようとして後退した際、被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの
18	環境局	30. 3. 28	円 37,800	平成30年2月14日、被害者宅敷地内で、本市職員が、ごみの収集作業中、収集中のごみが被害者所有の雨どいに接触し、破損させたもの
19	建設緑政局	30. 2. 15	円 272,269	平成28年10月10日、等々力緑地内で、被害者が、破損していたハンドホールの蓋の上を歩行したところ、当該ハンドホールの蓋とともに落下し、負傷し、及び被害者所有の携帯電話が破損したもの
20	建設緑政局	30. 4. 16	円 2,655	平成29年12月24日、被害者宅先路上で、被害者運転の小型乗用車が、被害者宅敷地内から道路に出た際、道路に突き出ている破損した単管パイプに接触し、当該小型乗用車が破損したもの
21	教育委員会	30. 2. 13	円 137,308	平成28年11月29日、市立学校の校庭で、体育の授業中、他の児童がバットを振ったところ、手から離れたバットが、被害者に当たり、負傷させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
108	27.7.2	川崎駅北口自由通路西側デッキ整備工事	東京都千代田区神田三崎町2丁目5番3号 川崎駅北口自由通路新設・駅改良共同企業体 代表者 鉄建建設株式会社 代表取締役社長 林 康雄 構成員 株式会社 大林組 代表取締役 蓮輪 賢治	契約金額 2,548,194,120 円	契約金額 2,552,343,480 円	30. 3. 28	北口通路供用開始による案内サインの統一化を図るため、デッキ内に案内サイン等を設置したことによる増額の変更を行うものである。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
191	28.12.15	初山住宅 新築第1 号工事	川崎市川崎区藤崎1丁目 12番13号 株式会社吉忠工務所 代表取締役社長 田村 哲朗	契約金額 604,800,000 円 完成期限 平成30年 3月15日	契約金額 641,650,680 円 完成期限 平成30年 3月31日	30.2.27	当初想定 していなか った既存建 物の杭基礎 が存置され ていたこと から、既存 杭の撤去工 事等が追加 となったた め、増額の 変更及び工 期の延長を 行うもので ある。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
191	28.12.15	初山住宅 新築第1 号工事	川崎市川崎区藤崎1丁目 12番13号 株式会社吉忠工務所 代表取締役社長 田村 哲朗	契約金額 641,650,680 円 完成期限 平成30年 3月31日	契約金額 645,211,440 円 完成期限 平成30年 5月15日	30.3.28	既存基礎 杭の撤去工 事等による 工期の延長 及び工期の 延長に伴う 増額の変更 を行うもの である。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
27	29.3.17	五反田川 放水路施 設整備工 事	<p>横浜市中区吉田町65番 地</p> <p>清水・馬淵共同企業体</p> <p>代表者</p> <p>清水建設株式会社</p> <p>取締役社長 井上 和幸</p> <p>構成員</p> <p>馬淵建設株式会社</p> <p>代表取締役 馬淵 圭雄</p>	<p>契約金額</p> <p>4,322,808,000 円</p>	<p>契約金額</p> <p>4,341,912,120 円</p>	30. 3. 28	<p>平成29 年度公共工 事設計労務 単価に係る 特例措置に より、所定 の算出金額 に増額変更 を行うもの である。</p>

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
73	29. 6. 22	都市計画 道路殿町 羽田空港 線ほか道 路築造工 事	<p>横浜市中区山下町23番地</p> <p>五洋・日立造船・不動テトラ・横河・本間・高田共同企業体</p> <p>代表者 五洋建設株式会社 代表取締役社長 清水 琢三</p> <p>構成員 株式会社 不動テトラ 代表取締役社長 奥田 眞也</p> <p>構成員 日立造船株式会社 取締役社長 谷所 敬</p> <p>構成員 株式会社 横河ブリッジ 取締役社長 名取 暢</p> <p>構成員 高田機工株式会社 代表取締役 寶角 正明</p> <p>構成員 株式会社 本間組 取締役社長 本間 達郎</p>	<p>契約金額 21,718,800,000 円</p>	<p>契約金額 22,252,914,000 円</p>	30. 3. 27	<p>平成29年度公共工事設計労務単価に係る特例措置により、所定の算出金額に増額変更を行うものである。また、工事着手後に実施した河川内の地形測量の結果により、浚渫工の数量が増加したこと等による増額の変更を行うものである。</p>

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
74	29. 6. 22	塩浜3丁目地区内 土地造成 工事	<p>横浜市中区山下町25番 地15</p> <p>東洋・岡村共同企業体 代表者 東洋建設株式会社 代表取締役社長 武澤 恭司 構成員 岡村建興株式会社 代表取締役 岡村 清孝</p>	<p>完成期限 平成30年 7月31日</p>	<p>完成期限 平成30年 12月31日</p>	30. 4. 24	<p>工事着手後の土壌及び堆積物の詳細調査により、土壌についてはふっ素及び鉛の基準超過が、堆積物については非飛散性アスベスト含有スレート建材が含まれていることが判明したことから、処理方法等の検討に時間を要したため、工事期間の延伸が必要になったものである。</p>

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

(1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	30. 4. 16	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料953,590円、延滞金及び平成29年12月25日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月89,500円の支払を求めるもの
2	30. 4. 16	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料874,467円、延滞金及び平成29年12月29日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月83,000円の支払を求めるもの
3	30. 4. 16	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料1,028,129円、延滞金及び平成29年12月18日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月112,200円の支払を求めるもの
4	30. 4. 16	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料36,087円、延滞金及び平成29年8月3日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月33,900円の支払を求めるもの

(2) 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	30. 2. 16	** **	左記の相手方は、122,100円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成30年2月から同年8月までの間は毎月17,000円、同年9月は3,100円に分割して支払うこととするもの